

## 長林寺以前

鶴見大学教授 関 幸彦

今回、『<sup>下野</sup>長林寺乃研究』が出版され、そのときの論題テーマが、本日の報告の内容でございます。さらに、お手元に資料の(1)から(5)まで文書の紹介があり、これらは現在、校正中のもので若干見づらいと存じますが、史料編の中から報告のために抜粋しています。長林寺以前の全体の問題を話したいと思います。

『長林寺以前』とは、実際には東林寺時代のことです。下野国移転以前の長林寺については、その東林寺時代の文書で確かめられます。そこには、史料の価値の高い戦国大名の関係文書をつうじ、地域間における政治権力の相剋が、グローバルに語られています。本日は問題を限定して、長林寺に所蔵されている著名な諸史料を紹介しながら、それらが持つ価値について、歴史的・古文書学的観点でどのような議論が展開できるかを話します。

長林寺の前身である東林寺の檀那、パトロンにあたる地域領主が岡見氏です。(1)から(5)までの文書の中で、最初に「岡見治資書状」があります。ここに提示した史料は、私どもが発見した文書というよりは、各自治体史でも広く紹介されている有名史料です。本家・本元の長林寺にありながら、これまで、長林寺独自で文書群を本格的に調査していませんでした。この機会にと、私どもでそれを行いました。

「(1) 岡見治資書状」を読む (レジュメ P11)

岡見治資は岡見一族で、東林寺創建から少し時間が経った時代の人物です。「(1) 岡見治資書状」は、彼が東林寺に在所(所領)の永代寄進を伝えたものです。年号は一応、永禄四年云々とあるので、一五六一年だと推察されます。このころは織田信長がデビューする時期であり、東国のこの地域でも、戦国時代に当たります。ここに見える東林寺は現在の牛久うしくの小荖郷おぐきに所在した寺院で、岡見一族の菩提寺だったので、その一族である越後入道玄栄の息子が亡父の菩提のため、所領を寄進することを治資が了承したという史料です。

この史料から、東林寺が岡見氏の氏寺的存在として、その精神的な柱になっていたことがわかります。その点では氏寺の機能を考えるための史料ともなるわけですね。氏寺や菩提寺の学問的開拓は、戦前以来、中世史家である奥田真啓氏以来盛んですが、近年はいささか低迷気味です。それらを復活させて盛んにする上でも、菩提寺の持つ機能や意味を考える材料ともなるはずです。

岡見氏は小さな地域領主でした。常陸の国はいはば直角三角形のような形で、関東平野の東部に位置します。北に清和源氏の新羅三郎義光流の佐竹氏です。霞ヶ浦周辺を拠点に中部の常陸台地から南西側の勢力が小田氏の勢力でした。小田氏は宇都宮一族でしたが、そのなかで常陸の国の河内郡に拠点を持ったのが岡見氏でした。そうしたことから岡見氏はもと下野・常陸方面の大勢力の小田一族の支流でした。

常陸全体を見ると、中世をつうじての有力な領主権力が三つありました。北部の佐竹氏、中部の常陸大掾氏、南部の小田氏です。それが現実には、常陸中部の常陸大掾氏の勢力に吸収合併されて佐竹氏に包括されてしまっています。

一五六〇年前後の政治状況は、北の佐竹勢力と南の小田勢力の対抗関係にあり、大づかみにいえば、岡見氏が右往左往しながらその中間に位置する関係にあったといえます。その戦乱の中で、岡見氏の菩提寺の東林寺も周辺の

権力と折り合いをつけながら、地域を守り抜き存続してきたようで、それが長林寺の文書群に見られます。

「(2) 柿崎景家書状」「(3) 上杉輝虎書状」「(4) 川田長親黒印制札」「(5) 由良成繁判物」の諸史料は、上杉謙信の勢力が越後から関東に入ってくる時、東林寺に様々な波紋を起します。そのことを右の史料はわれわれに教えてくれます。岡見一族から少々離れますが、「(2) 柿崎景家書状」の史料は、その内容からも、また他の諸史料との関係から見ても、永禄七(一五六四)年と推察されています。これは(1)の文書から数年後のものです。

この段階での状況はどのようなのか。北の佐竹氏、南の小田氏、その小田氏につく岡見氏、これらの勢力が常陸国内だけで終わらず、部外者を取り込んで新勢力を荷ぎ出していきます。具体的には、佐竹氏は関東管領家の上杉氏との関係から、それとのかかわりが深かった。一方、小田氏は北国の王者・上杉氏に対抗するため、小田原の北条氏と連携しながら、同盟関係を保っていたという状況でした。

この状況下で、東林寺に出された文書が(2)でした。上杉氏が強引に関東制圧を行ったときに、岡見氏の菩提寺・東林寺は強大な上杉氏に配慮し、寺領保全の安堵を願いました。それに対し、上杉氏の家来・柿崎景家が東林寺に差し出した書状が次のものです。

### 「(2) 柿崎景家書状」を読む (レジュメP11)

上杉輝虎の家臣・柿崎景家の東林寺への寺領安堵のための文書です。この文書からどんな内容を取り出せるのか。個々の解釈以上に普遍的な問題を取り上げるとすれば、一つ目は檀那寺の問題から一族の精神的支柱の問題や一族結合の問題も指摘できるでしょう。

二つ目は危機回避や、安全保障のために当該期の寺院がなすべき機能とは何か、を考える具体的材料にもなりま

す。つまり、ここでの眼目は東林寺から上杉氏へ安全の依頼をしているわけです。東林寺は岡見氏の寺に間違いないのですが、俗界の敵味方を越えて寺院のアジール性（無縁性）に着目すると、寺院勢力の地方社会での独立性の問題を考える材料にもなるでしょう。注目されるべきポイントはまさにここにありました。ちょうど小田氏治が北条氏康に対し協力の依頼をしたのが、この前年の永禄六年です。それに対抗して佐竹氏が越後の上杉氏に関東進出を依頼したのが、その翌年のことでした。

### 「(3) 上杉輝虎書状」を読む (レジュメP11)

三つ目は、謙信からの返礼の書状です。上杉氏の家来の城持ち大名の川田長親豊前守を介して謙信に披露された東林寺からの書状の返礼です。謙信は長尾景虎・政虎・輝虎と改名しますが、その謙信から出された書状がこれです。要は、関東の自分たちの所領に侵攻してきた上杉勢に対し、美辞麗句をならべながら機嫌をとった雰囲気だったのでしょう。もちろん、そこには聖界の立場で中立を守ることの見返りもあったでしょうが。それに対し、謙信も恐縮して返礼を東林寺に送った史料がこれです。

地域領主岡見氏と東林寺が上杉氏の勢力の前で地域保全のためにどのような行為が可能であったのかを、われわれに教えてくれる史料なわけですね。寺院でも政治性を縦横無尽に駆使せざるを得ないのが戦国時代だったのです。信仰だけでなく、様々な場面の掘り下げをすることで、民衆・地域・権力などをふくむ多角的な検討が可能です。

### 「(4) 川田長親黒印制札」を読む (レジュメP11)

これも、戦争と平和の場面に関連します。川田長親から安堵（あんど）とよばれた地域秩序の保障が、命令され

ています。乱暴狼藉がないようにと保障されるために、当時は制札（せいさつ）が必要でした。当該地での政治権力者の意志ですね。これにより、寺院も安全の保障が可能となります。謙信が上位者だからといって言葉通りに実行するかどうかかわらない。言質の執行は謙信の命令と侍大将の命令などを踏まえた上で実行されます。そうした事態にたち至ったときに東林寺がこういう制札を示しながら安堵の実行を願うわけです。東林寺の保身のみならず、周辺地域の平和のために寺院は何をしたのかという問題に絡んでいきます。

中世は安堵から始まり、最終的には一揆として展開し、一揆を封印封圧することで中世は終わります。四捨五入論で表現すれば、こうしたいい方もできるわけですね。

#### 「(5) 由良成繁判物」を読む（レジュメP11）

ここに登場する由良氏は、上杉氏の被官として現地の出向スタッフでした。小茎の東林寺の安全保障をする根拠として、佐竹義昭の制札・川田豊前守の制札があって、これに従い東林寺境内での乱暴や狼藉の禁止を令達しています。

在地レベルの紛争を防ぐ努力が地域権力との関わりの中で常に要請されていたことが明らかになるわけです。

ここから、本来ならば岡見一族や東林寺の元の位置の変転を話すべきですが、時間がありません。(1)から(5)までは長林寺に保存されている文書群のなかでも、最も古いものでしていずれも著名なものです。そこから抽出した内容を、アンテナをあげながらいろいろな角度から議論の材料を提供してみたいつもりです。

先ほど、角田さんが話した文書だけの解釈ではなく、残された文書の主体的意味を考えることの重要さが少しでもわかっていただければと思います。

『長林寺以前』

関 幸彦

(1) 岡見治賢書状

永禄四年(一五六二)二月二十五日

〔紙ウハ逆〕

「岡見彈正忠殿御寄附状 老通」

申達子細、時二永禄四年酉辛正月廿五日、同名左近将監親父越後入道玄栄為二、野境田一貫之在所、永代到三寄進由、依申以後之為二札指添進置處、不可

有遺乱候 恐々敬白

岡見彈正忠

正月廿五日

治賢(花押)

東林寺

謹上 侍司

◆岡見治賢、東林寺に在所(野境田)の永代寄進のことを伝える。

〔解説〕 長林寺に伝存する文書資料としては、最も古

いもの一つ。中世末期の常陸の地域領主の動きを知る貴重なもの。花押の岡見彈正忠治賢は、常陸国牛久地域を拠

点とした地域領主であり、本書状の宛名とされた東林寺は、

長林寺の前身となった寺。本文書が今日までこの山 長林

寺に相伝されていくのは、岡見氏の菩提寺だった東林寺が

回氏の滅亡で天正年間に移転したことによる。その

経過については〔論文編〕を参照していただきたい。本文

書の概略は永禄四年(一五六二)に一族の左近将監が父

越後入道玄栄のために野境田の地(貫分)を東林寺に寄

進したので、その保証のための治賢の添書性格のもので

ある。

(2) 柿崎景家書状

永禄七年(一五六四)二月七日

尊書謹而拝見、今度屋形当口進發、然処氏治御退散、

殘党十余人討死、依之近庄之地利、皆以惻望、証人

被讀取、赦免被致之候、隨而被仰直候旨、則川田

豊前守致披靡、直報被相調、陳御使僧帰申候、定而

為御満足候、自然上口相応之御用等、無御隔心

被仰付、不可存諫意候旨、愈得尊意候、恐惶

敬白

柿崎和泉守

二月七日

景家(花押)

東林寺

衣鉢閣下

◆柿崎景家(上杉輝虎の家臣)、東林寺に寺領安堵を発給する。

◆川田長親、東林寺に越、關諸軍の濫妨狼藉の停止の禁制

を与える。

永禄七年

式月九日 豊前守(印)

罪科者也、仍如件、

右於小妻之東林寺、越關之諸軍勢、濫妨狼藉暨停止

之、若有違犯之輩者、不嫌申乙之人可被処

制札

〔制札(墨引き) 川田豊前守〕

〔複製〕

永禄七年(一五六二)二月九日

(4) 川田長親黒印制札

乱期の敏速な対応や動向を考えるうえでも興味深い。

め送っていたのであろう。本文書はそうした地方寺院の戦

寺領保全のためにも上杉側に敬意なきことを書状にしたた

たものである。おそらく東林寺側は戦況の行方を察知し、

が恐縮する気持ちを書状にしたため、東林寺側に指し出し

東林寺がいち早く輝虎に宛てた戦勝祝賀の状に并し、輝虎

〔解説〕 日付から前身の柿崎景家書状につづくもので、

◆上杉輝虎、東林寺よりの戦勝祝いに返札の書状を宛てる

東林寺衣鉢閣下

二月八日 輝虎(花押)

乍恐可申、陳候、恐々敬白、

且輝虎義徳之稱、却而令迷惑候、何様当郷張陣中、

未達言達之処、尊札殊預祝語候、拝閱且珍重畏入、

〔輝虎公〕東林寺衣鉢閣下

〔複製〕

永禄七年(一五六四)二月八日

(3) 上杉輝虎書状

〔紙ウハ逆〕

見氏治退散の状況の説明、東林寺側からの申請(寺領保全

や狼藉禁止など)についても、担当の川田豊前守(長親)

を通して、輝虎(謙徳)に披露されることなるうから、

「直報」の沙汰をもつ旨が記されている。内容の詳細は

〔論文編〕を参照。

群の一つ。次号以下の三点の文書はすべて関連する。永禄

七年(一五六四)本文書は東林寺側からの寺領保全の書状

を受けて、柿崎景家が「屋形」(上杉)勢の常陸進撃と岡

〔解説〕 本文書もその日付（永祿七年）二月八日から前号文書と踵を接する如く東林寺に出されたもので、輝虎の重臣川田長親による黒印の禁制である。内容は越後の東の諸軍勢が小基の東林寺において乱暴・狼藉をしてはならないこと、そしてこの禁制に違反する者がいれば厳しく処罰する旨が語られている。右の越後の軍勢は上杉勢を指すが、関東の勢力とは具体的に当時常陸の統治に向けて勢力を拡大していた佐竹氏の勢力を指す。東林寺はそうした諸勢力の渦中にあり、寺領保全と安全確保が大きな関心事であったことがわかる。川田長親の黒印制札はその点で、輝虎の意向を受けたものだった。

(5) 由良成繁判物

永祿七年（一五六二）二月九日

〔複製書〕

「横瀬」

御寺領小基之郷、義昭御制札并旗本之奉行川田豊前守制札、相調進<sup>〔通稱〕</sup>之候、他之遺乱、不可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>□<sup>〔通稱〕</sup>状、如<sup>レ</sup>件、二月九日、雅楽助成繁（花押）

東林寺

衣鉢閣下

◆由良成繁、東林寺領小基郷への遺乱停止を命ずる。

〔解説〕 由良成繁による東林寺への遺乱停止令。史料

に見える「義昭御制札」とは佐竹義昭の制札のこと、現在の長林寺には伝存していないが、長林寺所蔵文書には「利義昭古文書之類、武通」との「ウハ書」のみがある。「ウハ書」の筆者は文書中の「義昭御制札」を足利将軍と解したらしいが、実際には佐竹義昭のこと。全体の文意はその義昭の制札と川田豊前守の制札両者が相い調い進上さされているので、東林寺領の小基郷への遺乱なきことが申し述べられている。由良氏は元來、上野國金山（現群馬県太田市）の城主。成繁の子國繁は牛久頼主となった人物。〔論文種〕 もあわせて参照のこと。